

# 文教警察企業常任委員会会議録

平成30年 1 月25日

場 所 第3委員会室

平成30年 1 月 25 日 (木曜日)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
  - ・平成30年宮崎県警察運営方針及び運営重点について
  - ・えびの警察署新庁舎の概要と開庁日について
  - ・いじめ・不登校の事案に対する具体的対応について
  - ・平成31年度（平成30年度実施）教員採用選考試験の変更点について
  - ・競技力向上に係る体育協会への補助金について

出席委員（7人）

委員	長	新見昌安
副委員	長	野崎幸士
委員		徳重忠夫
委員		中野廣明
委員		横田照夫
委員		太田清海
委員		囗師博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	郷治知道
警務部長	新島健太郎
警務部参事官兼 首席監察官	中川正純
生活安全部長	戸高誠一

刑事部長	鬼塚博美
交通部長	廣澤康介
警備部長	谷口浩
警務部参事官兼 会計課長	河野俊一
警務部参事官兼 警務課長	都原誠一
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	橋本利幸
総務課長	重山勝則
少年課長	久留米英樹
生活環境課長	宮川博文
交通規制課長	壹岐幸啓
運転免許課長	中嶋信行

教育委員会

教育長	四本孝
教育次長 (総括)	片寄元道
教育次長 (教育政策担当)	飯干賢
教育次長 (教育振興担当)	西田幸一郎
参事兼総務課長	亀澤保彦
財務福利課長	柚木崎誠一朗
学校政策課長	吉田郷志
学校支援監	金子文雄
特別支援教育室長	川越浩司
教職員課長	黒木健一
生涯学習課長	後藤克文
スポーツ振興課長	古木克浩
国体・高校 総体準備室長	萩尾英司
文化財課長	谷口武範
人権同和教育室長	米村公俊

事務局職員出席者

議事課主査 沼口 恭一郎  
議事課主任主事 井口 幸子

宮崎県の実現に尽くしてまいる所存でございます。

○**新見委員長** ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**新見委員長** それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○**新見委員長** 委員会を再開いたします。

おはようございます。本委員会への報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○**郷治警察本部長** 警察本部でございます。本年最初の常任委員会でございますが、一言、おわびを申し上げたいと思います。

既に広報をいたしまして、報道等がなされておりますが、昨年12月26日に強制わいせつの罪で警察学校の学生を逮捕しまして、起訴されるという事案が発生しております。

このような事案の発生はまことに遺憾と考えておりまして、被害関係者の皆様方並びに常任委員の皆様を初めとしまして、県民の皆様に深くおわびを申し上げます。

県警といたしましては、今後の再発防止はもとより、組織の総力を結集しまして県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察活動を今後も推進いたしまして、安全で安心して暮らせる

新見委員長を初め常任委員の皆様方には、今後も御指導と御支援をよろしくお願い申し上げます。

本日の報告でございますが、お手元の資料のとおり、平成30年の宮崎県警察運営方針と運営重点、それから、えびの警察署の新庁舎の概要と開庁日につきまして、御報告を申し上げます。

内容につきましては、警務部長から御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**新島警務部長** 平成30年運営方針及び運営重点につきまして御説明いたします。

お配りしております資料1の1ページをごらんください。

本年の運営方針は、昨年に引き続き、主題を「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」、副題を「安全で安心な宮崎をめざして」とし、時代や情勢の変化を敏感に捉え、県民の安全と安心を確保するため、より効果的な警察活動を推進することとしております。

また、この方針のもと、具体的取り組みとして、下段にあります総合的な犯罪抑止対策の推進など、7項目を運営重点としております。

各運営重点について御説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、上段の総合的な犯罪抑止対策の推進についてであります。

本県の昨年の刑法犯認知件数は、戦後最少となった一昨年をさらに下回る4,990件であり、数値的には改善が見られます。

しかしながら、高齢者を標的としたうそ電話詐欺や県民生活を脅かす生活経済事犯の発生、インターネット利用による犯罪が増加傾向にあ

るなど、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況にあります。

このような現状を踏まえ、引き続き県民の安全・安心を確保するため、街頭活動を強化するとともに、防犯ネットワークを活用した積極的な情報提供や防犯ボランティア活動の活性化など、地域社会と一体となって、犯罪の起きにくい社会づくりへの取り組みを推進してまいります。

また、うそ電話詐欺やサイバー犯罪等につきましては、関係機関等と連携強化を図り、具体的かつ実効性のある取り組みを進めてまいります。

次に、下段の人身安全関連事案への迅速・的確な対応についてであります。

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展する危険性が極めて高いことから、警告・避難等の行政手段を尽くすとともに、あらゆる刑罰法令を駆使して被疑者を検挙するなどの対応が重要であります。

県警察では、引き続き事案の認知から解決に至るまで、生活安全部門と刑事部門を中心に各部門が相互に連携し、組織の総合力を発揮して、被害者等の安全確保を最優先に、最も有効な手段を迅速に実行してまいります。

また、緊急事態においては、各部門の専門性を遺憾なく活用して、的確に対応してまいります。

続いて、3ページをお開きください。

上段の交通事故抑止についてであります。

昨年中の交通事故は、死者が昭和30年以降最少の42人、人身事故発生件数が平成15年以来14年ぶりに9,000件を下回る8,293件、負傷者数が前年と比べ1,029人少ない9,251人となるなど、

数値的には大幅な減少が見られます。

しかしながら、第10次宮崎県交通安全計画の抑止目標である死者数39人以下、死傷者数9,000人以下という目標は達成できておりません。

また、飲酒運転による死亡事故が増加しているのを初め、全事故に占める高齢運転者事故の割合が過去最高の23.9%を記録していることや、事故原因の約7割が脇見・ぼんやり等の漫然運転であるなど、さまざまな課題があります。

このため、交通事故の分析結果や県民の要望等を踏まえながら、自治体・関係機関等と連携した交通安全教育の推進、交通指導取り締まりの強化や交通安全施設の整備等を通じて、さらなる交通事故の抑止に取り組んでまいります。

また、運転免許証を返納した高齢者への支援を初め、高齢者講習の充実や安全運転サポート車の普及啓発など、高齢者の安全確保と高齢運転者の特性に応じたきめ細やかな対策も推進してまいります。

次に、下段の重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進についてであります。

昨年は、宮崎市内における食堂店主殺人事件などの重要犯罪を徹底検挙するとともに、町職員らによる公共工事発注をめぐる官制談合防止法違反事件等を検挙するなど、県民生活の安全・安心と公正な社会の確保に努めてまいりました。

組織犯罪対策につきましても、暴力団組長らを検挙するとともに、県民の暴力団排除機運の醸成を図ったほか、覚醒剤事件や大麻事件の検挙など、薬物事犯の取り締まりを強力に推進してまいりました。

本年も、引き続き迅速・的確な初動捜査と徹底した鑑識活動による科学捜査の推進等により、重要犯罪の徹底検挙を図るとともに、暴力団等

犯罪組織の壊滅に向けた取り締まりの強化、薬物・銃器事犯の撲滅等の諸対策を推進してまいります。

4 ページをお開きください。

上段の災害、テロ等緊急事態への的確な対処についてであります。

本県は、台風による風水害や霧島連山・新燃岳の火山噴火などの災害に加え、南海トラフ地震による甚大な被害が想定されるなど、自然災害の発生が県民にとって重大かつ身近な脅威であります。

また、我が国におけるテロの脅威が現実のものとなっている中、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、その前年にはラグビーワールドカップの開催などが予定され、本県でも事前合宿などの関連イベントが予想されております。

こうした情勢を踏まえ、関係機関・団体と連携し、地域社会が一体となった防災・減災対策を推進するとともに、テロを未然に防止するため、施設管理者等への協力を要請し、実践的合合同訓練を実施するなど、災害、テロ等の緊急事態に万全を期してまいります。

次に、下段の少年の非行防止と保護総合対策の推進についてであります。

近年、本県の犯罪少年の検挙人員は減少傾向にあります。将来にわたり犯罪抑止の基盤を整えるため、少年の規範意識の向上と非行少年を生まない社会づくりの継続は欠かせません。

そこで、本年も、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や、児童ポルノ事犯など悪質性の高い犯罪の取り締まり強化、少年を取り巻くインターネット上の違法・有害情報閲覧防止対策などを推進してまいります。

また、児童虐待やいじめ問題につきましては、

関係機関と緊密な連携を保ちながら、被害児童・少年の保護対策を迅速・的確に講じてまいります。

5 ページをお開きください。

最後に、県民の立場に立った警察活動の推進と警察基盤の充実強化についてであります。

警察への相談や被害者支援を初め、各種警察活動については、県民目線で迅速かつ適切に推進しなければなりません。

他方、警察業務が複雑・多様化し、県民の警察に対するニーズが拡大する中、限られた警察力を効率的に活用し、その変化に対応していくためには、警察活動を支える各種基盤の充実強化を図る必要があります。

このため、戦力となる優秀な人材の確保に向けた取り組みを推進するとともに、効果的な教養・訓練を実施して、より一層高い倫理観と職務執行能力を有する職員の育成に努めてまいります。

また、働き方改革や健康管理対策など、全職員が県民のためにその能力を最大限に発揮できる職場環境づくりや、必要な装備資機材の整備に努めるなど、「強くしなやかな警察」の確立を図ってまいります。

以上、本年の運営方針及び運営重点について御説明いたしました。組織の総力を挙げて県民の期待と信頼に応える警察活動を推進してまいりますので、引き続き、御理解、御支援をお願い申し上げます。

続きまして、えびの警察署新庁舎の概要と開庁日につきまして御説明いたします。

平成28年12月に着工しましたえびの警察署の新庁舎建設工事は、現在まで順調に進捗しております。2月中旬までには外構工事を含む全ての工事が完成し、引き渡しを受ける予定とな

りましたことから、新庁舎の概要と開庁日につきまして、資料2に基づいて説明させていただきます。

まず、1、建設地は現庁舎の南方約300メートルに位置します飯野高校に近接した敷地でありまして、敷地面積は約5,420平方メートルであります。

次に、2、施設の概要としましては、本庁舎が鉄筋コンクリート造3階建てで、延べ床面積約2,045平方メートル、附属棟が鉄骨造平屋建てで、延べ床面積約452平方メートルとなっております。

駐車場は、障がい者用を含めた来庁舎用としまして46台分を確保しております。

次に、3、建物内各階の配置につきましては、本庁舎附属棟それぞれ記載のとおりであります。

次に、4、施設の主な特徴であります。

建物の外観関係では、目隠しルーバーや車寄せの天井に県産木材を使用しております。

一方、建物の内部関係では、お年寄りや体の不自由な方のために、段差のない構造とし、エレベーターや多目的トイレの設置など、バリアフリー化を図っております。

また、警察安全相談や被害者相談等の各種相談室を配置するとともに、フロアごとに会議室を設置し、有事の際は災害警備本部等としても活用することとしております。

さらには、駐車場を広くとり、災害発生時に派遣部隊等が活動できるスペースを十分確保するとともに、高齢運転者のために、車両を前進で駐車し、そのまま前進で発進できる高齢者専用の駐車枠も設けております。

次に、5、総事業費につきましては、現在まだ確定しておりませんが、土地購入費を含め約11億5,000万円を見込んでおります。

次に、6、開庁日についてであります。

2月24日の土曜日と25日の日曜日に庁舎移転作業を行いまして、25日の移転完了時点から、早速、通常業務を開始することとしております。

最後の7の落成式の実施時期につきましては、現在のところ5月中旬ごろを予定しているところであります。

説明は、以上であります。

○新見委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑があったら出してください。

○太田委員 重点内容について、平成30年ということではありますが、例年、年度じゃなくて、年で重点内容というのを決めていくことになっていたんですかね。普通、年度で考えるものだと感じていたもんですから、年でやるんですね。一応、念のため。

○新島警務部長 そのとおりでございます。運営方針及び運営重点につきましては、年でやっております。

ちなみにこれは、全国の警察、全てそのようになっております。

○太田委員 わかりました。

それで、この重点内容というのは、基本的な方針だから、そんなに毎年変わるものではないと思うんです。ただ、例えば、前年と違って、こういう文言に変えましたよとかいうのがもしあれば。特に新しく感じるのは、5ページの働き方改革という言葉なんかも、ここ二、三年のうちに入ってきたのかなという感じはしますけれど、何か今年でこういうところは変わりましたよというのがありますか。基本的には変わることはないだろうとは思いますが、もしあったら。

○新島警務部長 おっしゃるとおり、例えば主

題とかは、それほど大きく変わることはないの  
で、「しなやかな」というのは、昨年から入れて  
おりますけれども、中身の各運営重点につきま  
しては、昨年との変更点は、まず、主に2項目  
を変更しております。

1点目は、「事態処理事案への迅速・的確な対  
応」を「人身安全関連事案への迅速・的確な対  
応」に修正しております。これは、ストーカー  
事案や配偶者からの暴力事案等について、本県  
では事態処理事案として平成29年の運営重点ま  
で記載しておりましたが、これらの事案は、全  
国的に人身安全関連事案と呼称されていること  
などを踏まえて修正を行っております。

2点目は、「警察安全相談への適切な対応と被  
害者支援の推進」を、先ほど委員も御指摘され  
ましたが、ことしは、「県民の立場に立った警察  
活動の推進と警察基盤の充実・強化」に修正し  
ております。これにつきましては、警察安全相  
談や被害者支援などの各種警察活動を引き続き  
県民目線で推進することに加えまして、警察業  
務が複雑・多様化し、県民のニーズも拡大する  
中、その変化に対応するために、人・物、両面  
において警察基盤の充実・強化を図ることが、  
強くしなやかな警察の確立に必要な観点から、  
見直しを行ったものでございます。

○横田委員 交通事故の抑止についてですけれ  
ど、ちょっと前、あおり運転というのがすごく  
テレビとかで問題になりましたけれど、宮崎県  
内でのあおり運転の実態といたしますか、そうい  
うのを把握とかはされているのでしょうか。

○廣澤交通部長 以前、高速道路上で御夫婦の  
方があおり運転等で立ち往生し、そこで後続車  
にはねられて死亡するという大変痛ましい事故  
がございまして、あれ以来、社会的に非常にあ  
おり運転というのが注目されておるようでござ

います。

本県で、あおり運転とはどういったものがある  
かといいますと、一番ぴんとくるのが、車間  
距離不保持違反かなと思われま。そのほかに、  
合図不履行であるとか、急ブレーキを踏ませる  
違反であるとか、大きく捉えて安全運転義務違  
反的なものがございまして、本県の場合、あお  
り運転の代表的な違反である車間距離不保持の  
違反検挙、これは、ここ数年来ございませ。

一般道で、この違反というのはなかなか難し  
くて、全国的にも車間距離不保持を検挙してお  
るのは、主に高速道路あたりが中心になってお  
るんですけれども、宮崎の場合、高速道路でか  
なり混雑するというか、車両が多い状況にはご  
ざいませませんが、中には110番通報があつたりは  
いたしております。高速道を走っておりまして、  
ちょっと後ろからあおられているんだというよ  
うな通報があるんですけれども、基本、通報を  
受けて現場へ行くと、もうそういう状態は解消  
されておつたりしまして、なかなか違反の立証  
というのが難しい面もございまして、今のとこ  
ろ車間距離不保持等の検挙はございませ。

そのほか、例えば追い越し違反とかいろいろ  
ございまして、そういったちょっとした違反に  
つきましては、若干、年間検挙はあつておりま  
す。

○横田委員 3ページの上段の3番、もしかし  
たらあおり運転のことが、ここに書いてあるの  
かなと判断したんですけれど、交通事故に直結  
する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反という  
ふうに書いてありますが、なかなか取り締まり  
が難しいとは思うんですけれど、例えば、もし  
そういう行為を受けたときに、どうやってそこ  
から離脱できるのかとか、そういったことも県  
民にある程度お知らせするというか、そんなの

も必要じゃないのかなと思ったりもするんですけど、そこはいかがでしょうか。

**○廣澤交通部長** 委員が今御指摘されましたとおり、例えば運転中に、そういったあおり運転みたいな危機を感じるような状況になったときは、例えば高速道路であれば、もう無理をせずに、パーキングエリアであるとか、そういったところに避難をされて、とめられて、すぐ110番をするようにといったような広報活動を展開するように、指示をしておるところでございます。

**○中野委員** 2ページ、上から2番目ですけれども、最近、殺人事件とか、そういうのを見ますと、被疑者の認定というのは、街頭カメラとか、そういうのが活躍していますよね。私は以前、防犯ネットワークの整備とか、街頭、監視カメラかな、ああいうのを聞いたときに、行政、県警としては、ああいう監視カメラというのは、高速道路ぐらいしかつけていないという話だったんです。今防犯カメラとか、そういうのも、もう全然行政としては整備はしていないんですか。

**○橋本生活安全企画課長** まず、警察が、警察予算で防犯カメラを整備しているかという点でございますが、本県では、警察予算による警察が管理する防犯カメラは一台もございません。

他県にはございます。例えば東京の歌舞伎町界限、ここは、多数設置をして犯罪の低減をしている、効果があっているところでございます。

本県での防犯カメラの効用につきましては、本県警も非常に高いものと考えております。そこでどうするかということでございますが、企業が、新ビルを設置されたときには、防犯カメラをつけてください、その際には前の道路、駐車場も視野に入る防犯カメラを設置してくださいというようなお願い。それから、商店街など

に、もう今は経産省などの予算がなくなりましたけれども、防犯カメラもつけられましたことから、一番街、若草通、そのようなところに防犯カメラをつけていただくなどしております。

それから、県としては防犯ネットワークを構築しておりますが、その際、協定を結ぶ団体あるいは企業に対しては、協定の項目の中で、防犯カメラの設置などについても配意を願いたいということで、お願いベースでございますが、進めているところでございます。

防犯カメラに加えまして、今、ドライブレコーダーによる画像というのが、非常に効果を上げております。もちろん交通事故の解明にも役立ちますが、目撃者情報、目撃画像としてドライブレコーダーが効果がございますことから、その対策も進めております。

一例を挙げますと、延岡市防犯協会では青色パトロールカー、民間ボランティアが運用します青色回転灯を装着した車でございますが、それに防犯協会が助成をして、45台ほどドライブレコーダーを貸与・搭載していただくというようなことを進めております。これは、非常によい例ということで、県下に推奨していこうということで、進めているところでございます。

**○徳重委員** 少年の非行防止対策ということで、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、新聞紙上、報道でよくなされております。悪質、それこそ想像できないような事案がたくさん報道されるわけですが、県内においてはどのような状況、そういう事案はないのか。非行、いじめ問題に関する大きな事案は発生していないのか。今、学校にいろんな形で行政も、あるいは県警も警察官を送ったり、いろいろなことをやっていらっしゃることは重々承知しているんですが、その状況をちょっと教えてください。

○久留米少年課長 まず、最初の少年の凶悪事件につきましては、昨年中、幸いなことに、本県での発生はございませんでした。

あと、少年の非行状況につきましてですけれども、年々減少傾向にございまして、昨年はおととしと比べて若干微増しておりますけれども、ほぼ同数ということで、減少傾向にあるというふうに考えております。

あと、学校あたりとの連携につきましても、非行防止教室であったり、スクールサポーターの派遣であったり、連携を強化しながら少年の非行防止に努めているところでございます。

○徳重委員 大変ありがたいことだなと思っておるところですが、ところで、補導された少年、これに手を差し伸べる運動というようなことでやっぺらっぺらありますが、その事例が一例でもあれば、結果、こういう状況があったということをお教えいただくとありがたいと思います。

○久留米少年課長 立ち直り支援のお話でございまして、効果的な事例としましては、本県では農業体験ということで、過去に非行を犯した少年を招いて、農作業を通じて社会貢献活動をやっているんですけれども、その少年が、農業に非常に興味を持ちまして、農業高校に行くということで、そういう希望、夢を持ちまして、成果も出たというふうに聞いております。

○新見委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、その他で何かございませんでしょうか。

○太田委員 えびの警察署の件で、2つほどお聞きしたいと思います。

まず、総事業費が11億ほどかかっていますが、これは、県単だけというか、地元自治体からの

寄附とか、そんなものがあるのかどうか、一応確認のため、いかがでしょうか。

○新島警務部長 建設費につきましては、国費補助と、あと県費によるものでございまして、地元自治体からの寄附はございません。

○太田委員 わかりました。

それと、警察庁舎の改築関係で、今後の県内の計画等は何かありますか。一つ一つ整備されていっていいと思いますが、今後の計画等があれば。

○新島警務部長 現時点で、具体的な計画があるわけではございませんが、県警察といたしましては、警察署に求められます治安基盤としての機能や、防災活動の拠点としての機能を十分発揮できる施設整備を目指してございまして、公共施設の長寿命化の方針が示されるなど、現在、非常に厳しい財政状況下ではございまして、機能に支障がある警察署を最優先として順次整備していくという方針のもと、今後、関係部局等と協議、検討していきたいと考えております。

○中野委員 要望ですけれども、今のえびの警察署の話は、私ももう長くいるので、何回も聞きました。交番、派出所なんかの建設、綾にいつの間にか交番ができておったんです。やっぱり交番というのは、地域にとっては大事な施設なんです。ぜひ、新規事業を含めて、交番等の設置についてはちゃんと説明を入れてください。要望です。

○河野会計課長 交番駐在所につきましても、計画的に、老朽化したもの、あるいはちょっと機能に不備が出たものから、順次、長期的な視野で整備してまいることとしております。今後とも、どうぞよろしくお願いたします。

○中野委員 いや、そういうことじゃないの。

新規予算のときなんかには、交番設置については、我々にしっかり説明してくださいということですね。

○河野会計課長 承知いたしました。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

---

午前10時40分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について、説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○四本教育長 教育委員会でございます。委員の皆様には、本県の教育振興のため、常々御指導いただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をごらんください。

今回、報告事項として御報告させていただきます事項は、まず、いじめ・不登校の事案に対する具体的対応について、次に、平成31年度(平成30年度実施)教員採用選考試験について、最後に、競技力向上に係る体育協会への補助金について、以上の3件でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長が説明をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○金子学校支援監 学校政策課からは、御要望のありましたいじめ・不登校の事案に対する具

体的対応について御説明いたします。

資料1ページをお開きください。

まず、1、本県のいじめの認知件数と不登校児童生徒数の状況についてであります。

文部科学省が実施しました児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、過去3年間の本県のいじめの認知件数は、平成26年度が8,563件、27年度が6,007件、28年度が1万867件であります。

また、その下の段の解消率をごらんいただきますと、年度内に認知した約9割が解消している状況にあり、各学校が組織的に対応し、早期の解決に努めているものと捉えております。

次に、(2)の不登校児童生徒数の推移ですが、平成26年度が1,277人、27年度が1,271人、28年度が1,351人です。

不登校については、全国と比較しても低い割合にありますが、年々増加傾向が見られ、その原因もさまざま、解決が難しい事案がふえております。

これらの課題に対する2の県教育委員会の取り組みとしましては、各学校に対して子供たちの日常の様子を細かく観察し、状況に応じてアンケートや教育相談等を実施するよう指導・助言を行っており、また、悩みを抱えた児童生徒へのカウンセリングや教職員の対応についてのアドバイスを行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置・派遣したり、学校以外でも子供たちがいつでも悩み相談ができるように、24時間子供SOSダイヤルを開設したりしております。

次の3、学校の取り組みとしましては、児童生徒が安心かつ充実した学校生活を送れるように、きずなづくりや居場所づくりを進める魅力ある学校づくりを目指しております。

また、児童生徒の日常の様子を観察し、把握に努めたり、アンケートや教育相談を計画的に実施したりしております。

さらに、定期的に情報を共有するいじめ不登校対策委員会や教職員研修を開催するなどして、全職員による組織的な対応の充実に努めております。

このように、学校と教育委員会が連携しながら、いじめ、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めているところであります。

それでは、次に4のいじめや不登校の解消につながった具体的な事例について、幾つか御説明いたします。

まず、(1) いじめに関する事例から。

事例1は、特定の生徒に対してひやかしやすいたずらなどのいじめが続き、そのたびに関係生徒を指導してきたのですが、改善が見られなかった学校の事例です。

この学校は、いじめを根本から解決するために、全校生徒を対象としたいじめ防止のためのプログラムを独自に作成して取り組みました。具体的には、加害者だけでなく、観衆や傍観者の存在がいじめを深刻化させることに気づかせることから始めまして、いじめを発生させない方法を生徒同士で議論させたり、生徒自身がいじめ防止の目標を設定して、言動を振り返らせたりする活動に、年間を通じて取り組みました。

その結果、学校環境が改善し、ひやかしやからかいがなくなるなど、学校全体のいじめが着実に減少したものであります。

2ページをごらんください。

事例2は、暴力やいじめなど、生徒の問題行動の背景に、発達障がいの影響が疑われた事例であります。

スクールソーシャルワーカーが介入したこと

をきっかけに、学校と家庭との協力体制が構築されて、医療機関からの指示などを得られるようになったことで、生徒は落ちつきを取り戻し、問題が解消したものであります。

次に、(2) 不登校に関する事例であります。

事例3は、スクールカウンセラーの面談によって、不登校の原因が明らかになって解決につながった高校生の事例です。

緊張すると手足が震える症状があり、年度途中から不登校状況になった生徒に対して、家庭訪問や面談をしても一向に解決の糸口が見つからない状況が続いたために、スクールカウンセラーによる生徒へのカウンセリングを実施しました。そうしたところ、親子関係の悪化が原因の一つであることがわかりました。その後は、生徒だけでなく、保護者も含めたカウンセリングを実施したことで、親子関係が改善され、生徒の症状改善と自力登校につながった事例であります。

事例4は、幼少期に保護者から心理的虐待を受け、児相で保護された後に、祖父母宅で生活をしてきた児童が不登校になったという事例です。

スクールソーシャルワーカーが介入し、面談した結果、厳格な祖父母からの厳しいしつけや環境の変化が不登校の原因と判断しました。スクールソーシャルワーカーが、本人との面談及び祖父母に対する子供との接し方についてのアドバイスを続けることによって、本人と祖父母の関係が好転して、徐々に学校復帰につながったものであります。

事例5は、親の離婚が原因で、不登校気味になった事例であります。

学校で組織されているいじめ不登校対策委員会が協議して、スクールカウンセラーによる面

談を実施したところ、家庭の問題が不登校の原因にあるということがわかりました。そこで、次に、スクールソーシャルワーカーを要請し、生徒と母親、それから関係者などによる話し合いの場が設けられ、家庭への支援や環境改善が図られることで、徐々に問題の解消につながったものであります。

最後に、(3) いじめと不登校に関する事例です。

事例6は、家庭環境などをからかわれたことが原因で、児童が不登校傾向になって、保護者からいじめの訴えがあった事例であります。

実際に、保護者自身も生活に関して困り感が多かったものの、学校との関係を拒む傾向が見られたために、第三者であるスクールソーシャルワーカーを要請して、福祉部局や民間団体などの関係機関と連携して対応することで、家庭環境の改善が図られました。それに伴って、学校との関係も修復されて、担任の指導に対する保護者からの不満やいじめの訴えもなくなり、児童も毎日登校できるようになったものであります。

現在、いじめや不登校は複雑化・多様化しており、簡単に解決できない事例については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性を生かすことで、改善につながった事例がふえてきております。

今後とも、学校や外部専門家、関係機関との連携を深めるとともに、学校の体制整備や教師の対応能力の強化を図りながら、いじめや不登校の積極的な解決に努めてまいりたいと考えております。

説明は、以上であります。

○黒木教職員課長 資料の3ページをお願いいたします。

平成31年度(平成30年度実施)教員採用選考試験の変更点について御説明いたします。

1、変更の目的であります。今後、教員の退職者がふえ、採用予定者の増加が見込まれる中、人間性にあふれ、専門性にすぐれた人材の確保を目的に、教員採用選考試験の一部を変更することといたします。

2、主な変更点をごらんください。

(1) 1点目は、一般選考試験の受験年齢の変更についてであります。

受験年齢を、これまでの満41歳未満から満60歳未満に変更し、実質的に年齢制限を撤廃いたします。このことにより、幅広い年齢層からの応募を可能とし、優秀な人材の確保につなげたいと考えます。

2点目は、特別選考試験の出願資格の変更についてであります。

具体的には、現在実施しております他県現職教員、他県元教員及び本県元教員を対象とした特別選考試験における勤務経験を5年以上から3年以上に変更いたします。このことにより、他県で教員をされている方や教員経験のある本県出身の方など、本県の選考試験の受験を希望される方々にとって、より受験しやすい試験とし、優秀な人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

3点目は、第二次選考試験の内容の変更についてであります。

具体的には、場面指導を廃止するとともに、集団討論の内容を変更し、コミュニケーション能力や社会性、専門的知識や人間性をより重視した試験内容とすることにより、幅広い社会性を備えた人間性豊かな人材の確保につなげたいと考えております。

4点目は、新たな特別選考試験の実施について

てであります。

具体的には、これまでの特別選考試験に加え、宮崎大学教職大学院修了(予定)者を対象とした特別選考試験を実施いたします。このことにより、より高い専門性を備えた人材の確保につなげたいと考えております。

説明は、以上であります。

**○古木スポーツ振興課長** スポーツ振興課でございます。

資料の5ページをお開きください。

前回、国体に向けた各都道府県体育協会への競技力向上に係る補助の状況を報告するよう御指示いただきましたので、競技力向上に係る体育協会への補助金について報告をさせていただきます。

まず、1の本県の競技力向上予算の状況についてであります。本県の競技力向上に係る予算は、(1)にありますとおり、1億6,283万2,000円となっております。そのうち、1億3,588万5,000円が補助金であり、体育協会へは8,400万3,000円を補助しております。

体育協会への補助の内訳は、(2)にありますとおり、①の選手強化対策事業が6,854万2,000円、②の女性アスリート強化対策事業が453万2,000円、③のマルチサポート事業、これは、選手が競技に打ち込めるよう、さまざまなサポートを行うものでありますが、これが732万5,000円、④の輝け！オリンピック事業が360万4,000円であり、いずれも競技力向上強化に資するために必要な補助でございます。

次に、各都道府県の状況につきましては、右側のページ、2にお示しをしております。

一番左に都道府県名欄、その右、平成29年度強化費の状況欄に、各都道府県の状況を記載し

ております。

その欄の左側から総額、その内訳を体育協会への補助額、競技団体への補助額として記載しております。

幾つかの府県におきましては、体育協会を経ずに直接競技団体に補助していたり、また、体育協会、競技団体の双方に補助しているところがございますので、このような形でまとめさせていただきました。

その右の欄には、2015年、平成27年の国勢調査人口と、昨年の愛媛国体における天皇杯順位、一番右の摘要欄には、2014年から本県開催となります2026年までの国体開催地をお示ししております。

この表を見てみますと、ことし開催の18番、福井県の強化費が11億円余と突出し、昨年開催の38番、愛媛県、来年開催の8番、茨城県がこれに続いており、本県の8,400万3,000円という額は、上から数えますと36番目ということになります。

逆に、27番、大阪府が1,000万円と最も少なく、その次が22番、愛知県の3,200万円余となっております。

この2府県に共通するのは、パナソニックやトヨタ自動車といった大企業や、大阪体育大学や中京大学といった体育系の大学等が集積しているということが挙げられまして、これらを中心とした競技力強化システムが機能しているものと考えております。

なお、13番、東京都につきましては、強化費が3億2,000万余になっておりますが、これは、2年後のオリンピックを見据えた措置とのことであり、意味合いが少々異なっております。

次に、国体順位と人口の関係で見てみますと、人口の多い都道府県が上位に来るという傾向が

うかがえます。そのような中であって、38番愛媛県が2位、18番、福井県が7位に入っており、国体開催県、次年度開催県として競技力強化に努めた成果が如実にあらわれておるようでございます。

また、本県と同規模の人口を有します5番の秋田県、6番、山形県、16番、富山県、17番、石川県、このあたりが非常に人口が本県と近い状況にあります。このあたりと比較をしてみますと、強化費が最も多いのは、17番の石川県の1億9,290万円、次に16番、富山県、27番秋田県と続き、本県は4番目となります。天皇杯の順位で見ても、5番の秋田県の20位がこの中では一番いい結果となっております。本県は最低の44位となっております。

この点につきましては、その背景といたしまして、宮崎県以外の県におきましては、まず、冬季国体というのが、本国体と合わせて得点が加算されることになるわけですが、冬季国体において競技得点を獲得しているということが挙げられまして、本県は、冬季においては競技得点を獲得しておりませんので、他県より非常に不利な状況でございます。

また、都市圏への移動が、本県と比較して容易であるということも挙げられると考えております。選手強化に最適な練習相手が近くに、また豊富にあるということは、競技力向上にとって大変重要なポイントでありまして、特に石川県は、東京圏、大阪圏及び名古屋圏に鉄道で3時間以内で移動できるというような恵まれた環境にもございます。

このように分析をしているところでありますが、8年後の2巡目国体に向け、来年度の早い時期に競技力向上に係る基本計画を策定しまして、開催県としてふさわしい成績がおさめられ

るように取り組んでまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

**○新見委員長** 執行部の説明が終了しました。報告事項について、質疑があったら出してください。

**○中野委員** 1ページのいじめに関するやつですけれど、私は、いろいろ現場を見ると、いじめといたずら、けんか、この境が難しいなという話を聞いています。これは、やっぱり最初は、小学生なんかはけんか、いたずら、そんなやつ。先生を見ていると、けんかをして、しっかり本人たちに言ったり、聞いたり、話したりして、解決して、連絡帳にしっかり書く先生と、あるときは、消しゴムがなくなって便所に落ちていたと、そんないたずらがあったにもかかわらず、その本人というか、当事者たちに対して、その先生が全然対応していなかったと、そんなやつがある。

私は、最終的にはいじめで自殺者が出なけりゃいいなと思うんだけど、担任の先生、ここがいかにも情報を持って、責任を持ってやるかじゃないかなと思うんです。

ここで説明を聞くと、SCとかSSWとか、そんな話になるけれども、そこに行くときはよっぽど、もう最悪の場合かなと思ったりする。まずやっぱり、いじめ方針も校長という話が、あんまり書いていなかった。その学校の校長もしっかり、ある程度責任をとれという話じゃないんですよ。校長がどこまで把握しているかということ。いつも説明を聞くと、校長の責任範囲とかが全然出てこない。ぜひ、そこ辺はもうちょっと学校で、SCとかそこ辺に行く前に、校長を含めて、教頭先生も含めて、学校内でまず取り組んで、それで対応できるところにソーシャル

ワーカーとかそんな話じゃないかなと思うんですけど、しっかりそこ辺は大事な話ですから、ぜひ頑張ってください。

あともう一つ、3ページの教職員採用、私は、これはいい話だなと思う。これは、文科省の方針ですか。

**○黒木教職員課長** 特に文科省が具体的な方針を出しているわけではございません。本県の実態から考えたものでございます。

**○中野委員** その話は、すごいじゃん。それで、先生を見ていると、講師、そういう人に結構いい先生がいるわけよ。ああ、もったいないなというような話。だから、そういう場合に、ここでいくと二次選考試験とかいろいろだけれど、ある程度県内で実績のある先生で優秀な人があると思う。私は、ここで、そういう人たちをしっかりと、校長先生や周りの推薦とかで。本当にいい先生、熱心な先生がいるなと思っています。これもしっかりと頑張って。

それと、宮崎大学教職大学院修了、これは何ですか。大学院を出ているから、特別にしようという話ですか。これは、高校の先生ですか、小学校の先生もこういう選考試験の実施という言い方ですか。

**○黒木教職員課長** 教職大学院についてであります。宮崎大学で、大学院ということで、大学を卒業して、修了年限2年間の専門職の大学院が設置をされております。そこは、教職としての高度な実践力とか応用力を備えて、地域に根差す新しい学校づくりの一員となる新入教員を養成するという課程でございまして、そのような課程を修了予定の者に対して、特別選考試験でより専門性を持った教員を採用しようというものであります。小・中・高等学校というふうに、校種を決めているわけではございません。

**○図師委員** 同じくいじめ、不登校のところをお伺いしたいんですが、まず、その件数の内容もですが、解消率の件でちょっとお伺いしたいんですけども、解消というふうにカウントするというか、解消に至ったと判断する内容を教えてください。

**○金子学校支援監** いじめが認知された場合に、積極的に解決を図ってまいります。それで、加害者、被害者がおおと思うんですが、双方の話し合いとかいろいろな対応をしまして、ほぼ解決ができたと思われてから約3カ月間様子を見まして、何ら問題がなかったというときに解決ということになります。

その関係で、1月から3月で起きたものについては、この中には含まれておりません。

**○図師委員** それでは、3カ月後にはもう一回、被害者、加害者等の話を聞いた上で判断することでしょうか。

**○金子学校支援監** 一旦解決したと学校が判断したとしても、継続的にそういう様子を観察して、しっかり見届けるといことがうたわれておりますので、そういう状況ができたときに解決ということになります。

**○図師委員** 例えば、平成28年の1,000件を超えている件数のうち、同じ被害者、加害者が再度カウントされた件数についてはどれぐらいあるんでしょうか。

**○金子学校支援監** 特別にそういうデータはありません。

**○図師委員** それでは、1万867件は、全てが初回のカウントであるというふうな認識でいいんですか。

**○金子学校支援監** 同じ児童生徒が、別な対象であった場合には、それもカウントされているということです。

○**図師委員** そういう調整、追跡はされていないということなんですけれども、私が言いたいのは、解消率が90%を超えている、これはすばらしいことだと思うんですが、果たして同じ被害者が再びターゲットになるようなことがないのか、また、同じ加害者が、そのときは改善したかのように取り繕って、再度同じような行為をまたほかの生徒に向けたりはしていないのか。そのあたりも、やはり先ほど言われた推移をしっかりと見守りながら対応していかれたほうがいいと思っています。解消されたから、もうそのままおしまいではなくて、やはり繰り返している部分もあるかと思えますし、そういうようなことがあれば、解消に至っているというふうには、非常に言いにくいのではないかなと思いますので、今後、そういう視点も入れられて追跡をされたらいいと思いますが、いかがでしょう。

○**金子学校支援監** 先ほども申し上げましたように、解決したという時点で、約3カ月間しっかりと見守って、3カ月たったときには、双方の子供たちにしっかりとこれについては解決ができたかというのを確認するようになっておりますので、そういうことの徹底というのは非常に大事だと、私たちも捉えております。

○**図師委員** 次に不登校の数なんですけど、この推移を見ますと、横ばいのように見えるんですけども、この中で、例えば平成26年から28年の間で、同一人物の割合はどれぐらいでしょうか。

○**金子学校支援監** 人数の割合というのでは、ちょっとデータがないんですが、多くの場合が、前の学年から次の学年でも継続して不登校になるというようなケースが多いものですから、約半数以上は、継続しているものと思われます。

○**図師委員** 半数以上がということですが、半

数近くは不登校が改善されているというような理解でよろしいのでしょうか。

○**金子学校支援監** もちろん積極的に取り組んで、改善も図られているんですが、今度は新規の不登校というのも発生しますので、その割合で変わってくるということになります。

○**図師委員** それでは、高等学校の退学者数の推移というのはどうなってますでしょうか。

○**金子学校支援監** しばらく時間を下さい、お願いします。

○**図師委員** 調べている間にもう一つ。何が聞きたいかと申しますと、退学者が出た場合は、もう不登校の数からカウントされなくなると思うんですけども、要は新規の不登校者がどれくらいの数になっているのかということに、退学者が含まれていない、カウントされなくなるということもあろうかと思ひまして、その数字を双方聞きたいと思っています。

○**金子学校支援監** 中途退学者の平成27年度と28年度の違いなんですけど、\*平成27年度が219名、平成28年度が204名ということになっております。以前はかなり多かったですけれど、現在、少なくなってきた状況が見られます。

○**図師委員** 今の退学者数が、退学する前に全ての方が不登校だったとは限らないと思うんですが、多分、多くの方が不登校状態から退学につながっているのではないかと推測されます。つまり、この200人を超える方々はカウントはされない、プラスアルファで新規の不登校がさらにふえているということは、トータルの数字だけ見ますと横ばいに見えますけれども、やはり不登校の数というのは、大きな数になっているんだろうなという気がしておるところです。

対応も、それぞれされて、ソーシャルワーカー

※21ページに訂正発言あり

一やカウンセラーの効果も上がっておろうかとは思いますが、さらに踏み込んだ対応が必要ではないか。また、その解消率の見方も、この数字だけで安堵するのではなくて、再犯がないか——再犯という言い方は変ですね、再度のいじめがないかとか、そのあたりも追跡されていけると、さらに実態に即した内容が見えてくるのではないかと思います。

**○徳重委員** 国体の補助金の関係についてお尋ねしたいと思いますが、あと8年後ですか、宮崎国体ということになるかと思えます。例えば佐賀県が5年後、あるいは栃木県が4年後、行われるというようなことで、それぞれ競技力向上に対する補助金が計上されて、3億とか3億以上という数字が見られるところであります。宮崎県の場合は、現在8,400万というような金額でございますが、今後、ある程度競技力を向上させるためには、それなりの予算が絶対に必要じゃないかなと。

と申しますのも、新しい競技、たくさんの競技に参加するということになるわけでありますので、そう考えますと、言えば、ほかの県と比べても、人口やいろいろなことを考えても、並みのこういう補助金の額では、なかなか新しい競技に力をつけさせていく、アスリートを育てるなんていうのは、不可能じゃなかろうかなと。ことしの予算はこれとして、これから今後、予算をどういう形でふやしていこうとされているのか、もうこのままこういう数字で継続されるのか、そこ辺の考え方というのはどうなっていますか。

**○古木スポーツ振興課長** 今の御質問でございますが、この表を見ていただきますと、見えるところもあるわけですが、他県の状況等を踏まえて、今、検討をさせていただいております。

他県の状況を見てみますと、今、御指摘がありましたように、例えば佐賀県が、昨年度の段階で6年前、ことしは5年前になります。これは昨年度の予算ですので、6年前で3億を超えるお金が入っております。昨年の段階で、7年前のところは滋賀県ということになります。ありますが、ここは1億をちょっと超えているということで、この表から見てとれますところが、他県のこれまでの状況を見ても、大体6年前、7年前あたりから、そういった2億円ぐらゐを超えるような予算がついているという状況がございます。

予算がつくということは、それに基づいての計画がしっかりあって、そこに予算がついてくるということでございます。他県の状況を見てみますと、ほとんどの県で、6年前、7年前あたりには、国体に向けての中長期的な計画ができて、その計画に基づいて予算をつけていただいているというような形になっております。

したがって、宮崎県としても、今後、予算の獲得に当たって、今検討しております中長期的な計画を次年度の早い段階で、宮崎県の場合は8年前ということになるわけですが、計画をつくりまして、その計画に基づいて予算をどういった形でとっていくかということ、今後検討していきたいというふうに思っておりますので、それ相応の額が必要になるかなと。

他県の額がここにいろいろ出ておりますが、いい成績をおさめるための条件として、やはり強いチームは人口が多かったり、大学や企業がたくさんあったり、冬の競技も点数がとれたり、遠征に行くのにも交通の便がよかったりというようなところもありまして、宮崎県は、そういった面では非常に課題もたくさんありますので。他県に比べるとそういった面で、強化という面

では、非常に他県より苦しい状況もございますので、そういったところも含めて、今後、お願いをしていくことになろうかと考えております。

**○徳重委員** 国体は、たくさんの競技種目があるわけですし、それぞれの競技団体が、宮崎県は宮崎県なりに。冬のスポーツはないとおっしゃいますが、スケート場もあるわけですから、五ヶ瀬にはスキー場もあるわけですし、その競技団体で、この人は力をつけさせれば何とかなるんじゃないかということも考えられると思うんです。だから、競技団体にそういうアスリートを育てる気持ちがあるならば、ぜひそういうものを吸い上げていただいて、ある程度投資しなければ、私は絶対伸びないと思っているんです。もうだめだと、競技人口が少ないからだめだというような考え方だったら、なかなか国体で、天皇杯、皇后杯をいただけるようなことは不可能だろうと、こう想定されるので。競技団体に対して、皆さん方のほうはどのような見方をされているのか、ちょっと教えてください。

**○古木スポーツ振興課長** 委員がおっしゃるとおり、天皇杯をとっている東京都、2位であったことしの愛媛県もしかしりですが、国体は冬の競技を入れて40競技ありますが、ほとんど三十五、六競技ぐらいはやはり優勝しているような状況がございますので、私たちとしても、この40競技、冬の競技も含めて、ぜひ入賞に向けての取り組みということは、やはり競技団体のほうと連携して取り組んでいきたいと考えています。

競技団体については、実は、先々週ぐらいまでで終わったんですけど、ヒアリングを県の体育協会と一緒に、毎年国体が終わった後に、次の国体あるいは2巡目の国体に向けてどういった強化をするかということで、競技団体さんと今後の強化の計画について協議をする場を

設けておまして、スキー、スケートについても、その強化に当たって、いろいろそういう要望はいただいております。やはり今おっしゃったように、練習環境という面で非常に厳しいということで、そういったところの要望も伺っていますし、そのあたりも、今後できること、できないことをまた精査しながら、一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

**○太田委員** いじめの問題に戻りますが、学校では先生が、学問を通しながら子供たちを教育したり、それから、いろいろ子供たちに交流をさせながら、健全に発達してもらいたいということで努力はされていると思うんですけど。私もずっと、いろんな家庭やらの問題に携わったときに、家庭の親が極めて差別的な人であったり、日常の言動が非常に、人間に対しての否定的な言動が多かったりとか、そういうところで育ったお子様が、なかなか人との交わりが健全にできないというような感じを持つんです。

それで、ここにあるように、SSWとかSCの人たちが、学校ではもう限界の問題を対応されているという意味では理解できます。それで、この事例の2以降は、ほとんど家族の保護者にも会いに行って話をしながら、その保護者を変えているという報告だろうと思うんです。こういう家庭のあり方じゃいかんよねというのが、お互いの間で理解されて、こういうふう子供が変わっていくという報告だろうと思って。

だから、学校での限界というか、モンスターペアレントみたいな人たちがおる社会に今なってしまうから、なかなか学校の教育だけでの限界があるからこそ、こういう対応をして解決を図っているんだろうなと思って、だから、私は、これは成果だと思うんです。

私が言いたいのは、そういう意味では、親を

変えていく。例えば、自分の子供を素直に育てただけけれど、もう非常に非家庭的な中で育った子供との間でのいろんな問題があって、逆にいじめられたりする、そういう不幸なものを見ると、家庭というもののまでに目を向けていったということについては評価しながら。

先ほど校長先生の話も出ましたけれど、私は、校長先生も含め、ソーシャルワーカーとかソーシャルカウンセラー的な対応は、当然、学校現場ではなさるべきではないかな、そういう立場にあるのではないかなという気もするわけです。もちろん、学校のいろんな経営という上ではされていると思います。だから、家庭の問題を対応されているという意味で、評価はしたいと思います。

その辺の家庭の問題というのについて、教育者からどうだというのは言えないかもしれませんが。その辺について、何かありましたら。

**○金子学校支援監** 親も、初めての子育てとかで、例えば小学校に入れるでも、中学校に入れるでも、それぞれ初めての経験ということで、とまどい等もありますので、学校ではよく家庭教育学級というような、保護者が勉強するような機会が設けられております。それ以外に、例えばPTA総会とか、いろいろな地区別の懇談会とか、そういうような形で保護者と出会う機会を活用して、いろいろな情報を保護者の方々にもお伝えするようなケースがふえてきております。

また、先ほどから出ております校長のリーダーシップにつきましても、いじめ不登校対策委員会の中心は校長になっております。校長が関係者を集めまして、例えば週に1回とか月に1回、必ずそういういじめ、不登校について話し合いをするような場面をつくっております。

また、地域の方々の活用と言うとおかしいんですが、先ほどのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのような人材を活用する際も、今、「チーム学校」というような、組織的にいろいろないじめ、不登校も対応していこうということで、個人の担任だけが苦しむのではなくて、学校全体を通して解決を図っていこうというような動きがあります。

**○太田委員** こういう解決を保護者も含めてされているという学校現場の対応については、私は評価したいと思います。

あと一つ、私も、私自身の経験から、小学校時代とか振り返ってみると、自分としてはいじめたつもりはないと思ったけれど、今振り返ってみると、やっぱりああいう言葉を使ったのは悪かったかなとか、あれは、人に対する俺のいじめだったなという大人になっての反省があるんです。ああ、あれはいじめだったなと思うと、自分の心が痛むというか、いじめた側も、やっぱり後になってつらくなるよというような気持ちもあるものですから、本人も含めて、できるだけいじめをしないことのほうが幸せになるんだよと、何かそんなことも教えていかないといかんのではないかなと思っているんです。

中野信子さんという、ある脳科学者が書いた本で、「ヒトは『いじめ』をやめられない」という本があって、これを読んでみたら、脳科学的な立場から言えば、人間はいじめるんだよと、脳がそういう機能も持っているから、そこに早く気づいて、自分から自分を変えていくということをする必要があるんだよというような、そんな感じを受けたんです。人間はいじめるんだということをまず認めた上で、何かそこ辺の反応を、人間の反応を少し気づかせてあげるというのも必要なかなと思って。ある一人の学者

の学説をもって全てを表現することは、もちろんできませんけれども、そういうのが、私も、自分自身から見てあるのではないかなど。いじめの予定ではなかったんだけど、あのときにいじめてしまったという思いがあるものですから、人間をどう見るかという意味では、一つの参考になるのかなど。

それと、一番つらいのは、ノンバーバルコミュニケーションとかいうような部分。言葉で言わない差別という、態度で、それがやっぱり一番つらいんだろうなというのもちょっとありまして、もちろん皆さん方は、そういう学問的なところを捉えながらされていると思うんですけど、そういう脳が本来持っている、どうしようもない、人間の宿命的な脳の機能もわかった上でいじめをなくしていきましょうねということも大事かなという気がしまして、一応参考のために述べておきます。その辺は何かありますか。

○金子学校支援監 非常に仲よしのグループの中でいじめが発生するようなケースはよくあることで、学校としては、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るといような姿勢で対応を図っているところです。

そうならないように、日ごろから、例えば道徳とか、命の教育とか、あるいはいじめ根絶のための運動とか、そういったことを例えば生徒会なり児童会なりの主体的な取り組みを通して、取り組んでいたりしているのが現状だと思います。

○太田委員 ちょっとテーマを変えますが、今度は教員採用試験の問題についてです。

今、確認されましたけれど、3ページの教職大学院修了者を対象とした選考試験、これは、もう一遍念のために確認しますが、卒業予定者

のみの採用なのか、大学院を修了して、何らかの社会に入った経験者も含めて採用するという意味なのか、これは現役から採用するという意味なのか、ちょっとその確認です。

○黒木教職員課長 大学院修了予定者、今度修了する者に対しての特別選考試験でございます。

○太田委員 わかりました。

それと、3ページの(3)場面指導を廃止するというので、その人の社会性、人間性をより重視した採用の仕方をするということですね。これは、なかなか大変だと思うんです。人間をどう見るかというのは、場面指導では十分捉え切れなかった部分もあったりして、今回改善されていると思うんですけど。

私どもも、小学校時代とかを振り返ってみたときに、一番つらかったのはえこひいきをする先生とか、それとか、悪気で言ったのではないんだけど、この先生の感情的な動きで怒られたとか、そういうことを振り返ってみると、そういうのも、先生になった中で改善されてほしいなど。人間だからいろいろいらっしゃるとは思いますけれど、先生同士がお互いを指導し合う中で、そういったのはやめようねとかいうのが、当然あってほしいと思うんですが、やっぱり子供の心から見た場合、余りにもえこひいき的だとか、非常に感情的に怒るような人というのはちょっとつらいなと思って。ぜひ、こういう(3)のところ、そういうものもやめようねとか、もしくはないような選考の仕方ができるといいんだがなと思いますが、人間の見方の難しさというのがあれば、どうぞ。

○黒木教職員課長 今回、場面指導を廃止ということで、場面指導といいますのは、学校のあつ一定の場面についてどう指導するかというのを問うものなんですけれども、なかなかその短

い時間で、決まり切った部分の中で、かなり受験者も練習をしてきている中で、コミュニケーション能力とか社会性をそこで見抜くというのは、非常に困難な部分もあるという意見も、面接官等からいただいた上での変更でございます。

委員がおっしゃるように、教職員については、その専門性を持つというのはもちろんですが、それと同時に、あるいはそれ以上に、えこひいきをしないと例を出されましたけれども、そういう豊かな人間性とか、倫理感とか、そういうものが非常に重要だというふうに我々も考えておりますので、集団討論の内容をしっかりと、できる限りそこを見抜けるような内容に工夫をしていくことで、そういう豊かな人間性を備えた教員を採用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○太田委員** そういう難しさがありますから、大変だと思いますが、ぜひ、そこ辺をまた見ていただくといいと思います。

最後の質問ですけれど、(2)の出願資格の変更、これは、他県にいる先生方にぜひ宮崎県に戻ってきてほしいという意味では、地方流出と言われているのを逆に宮崎県に引き込むという意味では、なかなかいい取り組みじゃないかなと思って。実際、22歳で大学を卒業して、他県に就職した人で、戻りたいという意向の人は、私は多いと思うし、私の体験からもそういう話を聞くもんですから、確かに緩和されて戻りやすくなったと思うので、あんまりお互いの自治体と競争し合っただけじゃありませんけれど、郷愁の念のある人にぜひ戻っていただくという意味では、これはいい取り組みじゃないかなと思います。

**○黒木教職員課長** これも、今までもあったんですけれども、勤務経験を5年以上としており

まして、特に他県で現職の教員をされている場合、一度他県で5年間勤務を行うと、そこで住居を構えたりとか、そういったような生活の基盤が固まってしまう、帰りたくてもなかなかその条件に合わないということもございまして、今回、5年以上を3年以上とすることで、より受験しやすい状況を整えたいという思いで行ったものでございます。

**○横田委員** またいじめのことに戻りますけれども、県教育委員会も学校も、それぞれいじめに対していろんな取り組みを頑張っておられるんだろうと思います。また、こういった取り組みは、その認知件数を限りなくゼロに近づける取り組みであってほしいなというふうに思うんです。

でも、このいじめの認知件数と解消率を見ますと、毎年度9割ぐらいが解消しているにもかかわらず、8,000件とか6,000件、1万件の認知件数が発生しているということで、ここが一番大きな問題じゃないかなと思うんです。

例えば28年度、1万件を超える認知件数があったて92%が解消しているということですが、それを考えますと9,000件以上の解消事例があるわけですね。その解消に至った経緯をその周りの子供たちも含めて、多くの人がそれを見てきていると思うんです。その経験が、いじめをしたらいけない、傍観もいけないと、そういった学びにつながっていかないといけないんじゃないかなというふうに思うんです。

ですから、解消するための努力をぜひその学びのほうにつなげていただいて、この認知件数を限りなくゼロに近づけるような努力にしたいなというふうに思うんですけれども、何かありましたらお願いします。

**○金子学校支援監** 本当におっしゃるとおりだ

と思うんですが、現在、いじめをとにかく小さく  
なうちから認知をしまして、できるだけ早いう  
ちに、小さいいじめのうちに解決をしていこう  
というような姿勢で取り組んでおります。

その関係で、どうしてもこの認知件数がふえ  
てきているんですが、ただ、今委員がおっしゃ  
いましたように、絶対数を減らしていかなけれ  
ば、やはりいじめはどんどん続いていくわけ  
です、その絶対数を減らしていく努力とい  
うか、未然防止というか、そういったものにも  
力を入れていきたいと考えております。

○横田委員 頑張ってください。

○中野委員 今の3ページ、教員採用選考試験、  
これは30年度、ことしから実施ということ  
でいいんですね。

○黒木教職員課長 今度の、30年度に行う教員  
採用試験からです。ことしのものからです。

○中野委員 それと、私は、今まで教員試験は30  
歳までと思っていたけれど、41歳未満から60歳  
未満に変えるという話。受験年齢は今まで30歳  
じゃなかったっけ。

○黒木教職員課長 今は、そこにあるように満41  
歳未満ということでありまして。まず、平成5年  
度に、中学校英語においてだけ41歳未満としま  
した。それまでは、全て31歳未満だったん  
ですけども、それから、平成20年度に全校種  
において年齢制限を41歳未満として、現在  
まで至っているところでございます。今回、  
それを60歳未満に変更するという  
ことでございます。

○中野委員 私は、本当にこれは、実際に  
講師で働いた人の中から繰り上げるとか、  
教育長推薦で上げるとか。それで、この  
表現で、「人間性にあふれ、専門性に  
すぐれた」と。こんなことより、  
子供の教育に情熱を持ったとか  
そんな表現にしないと。小学校で  
そんな専門性って、小

学校の低学年は、やっぱり社会性の  
教育からだな。そういうことで、  
ぜひこれは、もうちょっと  
今おる人たちの中から優秀な  
人を。

もう一つ。この採用試験とい  
うのは、一般採用試験と一緒  
にやるわけ、別にするわけ。

○黒木教職員課長 教員採用試験は、  
教員のための採用試験として  
実施をいたします。その中  
では、一般選考試験と特別選  
考試験というのを設けている  
ところであります。

○中野委員 分けて。

○黒木教職員課長 はい。

○新見委員長 よろしいですか。  
ほかにもございませんか。

○金子学校支援監 済みません、  
先ほど図師委員の御質問で、  
中途退学者の数を述べさせて  
いただきましたが、訂正を願  
いしたいと思っております。

先ほど述べたのが、全日制の  
生徒が対象になっておりまし  
て、平成27年が219、28年  
が204ということで御説明  
いたしましたが、定時制と通  
信制を入れますと、平成27  
年度が302名、平成28年  
度が280名ということで、  
減少傾向にあるところは  
変わらないんですが、これ  
で公表しておりますので、  
訂正をお願いいたします。  
済みませんでした。

○新見委員長 図師委員、よろ  
しいですか。

ほかにもございませんか。

○中野委員 先生の年齢、高  
齢化は一緒だけれど、高齢  
の人たちは、かなり生徒数  
が多いときの先生だったと  
思う。一方で、生徒が、小  
学校もずっと減ってきてい  
るわけ。だから、そういう  
先生の10歳ごとの年齢構  
成、それと生徒数をクロス  
したような、今後、何年  
度にはこれぐらいの先生  
が必要だと、そういう数字  
が出ていると思うんです。  
そういうのを次の委員  
会で見せて

ください。

○新見委員長 資料要求がございましたが。

○黒木教職員課長 現在、おっしゃるように45%が50歳以上ということで、今後、退職者が増加することも予想されるので、採用予定者数も増加傾向にあるというふうに予想しているところでございます。

○中野委員 その資料を下さい。

○黒木教職員課長 はい、次で資料を準備したいと思います。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 なければ、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

午前11時44分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

そのほかで何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって委員会を終了いたします。

午前11時44分閉会